

熱中症予防を理由とした施設利用キャンセルに伴う施設使用料の還付について

危険な暑さの中、施設利用について無理することがないように、利用前に熱中症予防を理由とした施設利用キャンセルの申し出については、**当日**の施設使用料を還付することとします。

還付条件	下記2つの条件を両方満たしていること ①熱中症警戒アラートが愛知県で発令されていること ② 利用開始時間までに施設窓口に熱中症予防を理由としたキャンセルを申し出ていること
適用期間	熱中症警戒アラート情報提供期間
申出方法	電話・窓口 ※利用開始時間までにお申し出ください
対象施設	体育館・テニスコート